

項目	技能実習制度	育成就労制度
①目的	人材育成により「国際貢献」を行うこと。 実習生の「帰国」が制度上の原則	「人材育成と人材確保」 特定技能1号水準の技能を有する人材を確保すること 長期間日本の産業を支える人材を育成・確保すること
②在留期間	1号から通算で最長5年間	原則3年間
③在留資格	技能実習(1号・2号・3号)	育成就労
特定技能への移行		
就労を始める前までの日本語能力	原則なし(介護N4)	日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)に合格すること
入国時点の仕事のスキル	一定の専門性や技能を有し 「即戦力となる人材」	専門性や技能は求められない
転籍(就労先の変更)	原則不可(制限有)	条件つきで可能(制限緩和)
対象職種・分野	技能実習制度が対象とする職種・分野は特定技能制度(※特定産業分野)が対象とする職種・分野と不一致	対象とする職種・分野(育成就労産業分野)と特定産業分野が一致
今までの技能実習制度の問題点と今後の技能実習制度新設に向けた改善点	<p>(問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスが不明瞭 ➤ ・労働者として権利保護不十分 ➤ ・技能実習生の失踪問題 ➤ ・不適正な送付・受入れ・監理事例 ➤ 	<p>(改善点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップの道筋を明確化 ・労働者として適切に権利保護 ・ブローカー対策も適切に行う ・関係機関の要件等を適正化 → <p>魅力ある制度で「選ばれる国」へ。</p>